

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境  
に配慮した工場緑化等の推進に関する条例

## 工場緑化等の推進基準

平成 2 2 年 4 月 1 日施行

平成 2 3 年 2 月 9 日改正

尼 崎 市

# 工場緑化等の推進基準

平成22年3月12日 制定

平成23年2月 9日 改正

(この基準の趣旨)

第1条 この基準は、尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例(平成21年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。)第6条第1項に規定する工場緑化等の推進基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、工場立地法(昭和34年法律第24号)工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「省令」という。)法準則及び条例における用語の意義による。

(工場緑化等面積の算定方法等)

第3条 工場緑化等面積(特定変更による変更後の工場緑化等面積を含む。)の算定方法等は、別記に定めるとおりとする。

2 乙区域内で工場緑化等を行う場合において、その特定工場の敷地内において建築物屋上等緑化施設による緑地を整備するとき(既存の建築物屋上等緑化施設による緑地の面積を変更してこれを整備するときを含む。)は、整備緑地面積からこれらの整備後の建築物屋上等緑化施設による緑地の面積を減じて得た面積が、当該敷地の面積に100分の10を乗じて得た面積(既存工場等にあつては、条例付則第2項の規定により算定される緑地の面積の最低値)を下回る場合に限り、少なくともその下回る面積に相当する分について、省令第3条に定める基準により、当該敷地内の土地に緑地を整備しなければならない。

3 前項の規定により整備される緑地の面積は、同項の工場緑化等に係る工場緑化等面積に算入されるものとする。

4 乙区域内で追加工場緑化等を行う場合において、その特定工場の敷地(当該追加工場緑化等に係る特定変更により当該敷地の面積を変更するときは、その変更後の敷地。以下同じ。)内において建築物屋上等緑化施設による緑地を整備するとき(既存の建築物屋上等緑化施設による緑地の面積を変更してこれを整備するときを含む。)は、当該追加工場緑化等に係る特定変更による変更後の緑地の面積で条例第4条第1項の規定に適合するものからこれらの整備後の建築物屋上等緑化施設による緑地の面積を減じて得た面積が、当該敷地の面積に100分の10を乗じて得た面積(既存工場等にあつては、条例付則第2項の規定により算定される緑地の面積の最低値)を下回る場合に限り、少なくともその下回る面積に相当する分について、省令第3条に定める基準により、当該敷地内の土地に緑地を整備しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の規定により緑地を整備する場合について準用する。この場合において、第3項中「前項」とあるのは「次項」と、「の工場緑化等」とあるのは「の追加工場緑化等」と、「工場緑化等面積」とあるのは「特定変更による変更後の工場緑化等面積」と読み替えるものとする。

(工場緑化等の優先順位)

第4条 工場緑化等対象事業者は、工場緑化等を、次の優先順位で行うものとする。

- (1) 特定工場の敷地内における工場緑化等
- (2) 特定工場の敷地外における工場緑化等
- (3) 尼崎市の緑化基金又は環境基金への寄付

2 工場緑化等対象事業者は、前項第 1 号の工場緑化等を、別記に定める算定方法により、次の優先順位で行うよう努めるものとする。

- (1) 景観に配慮した緑量のある沿道等の緑化
- (2) 高木の育成と地域貢献となる推奨樹種の誘導
- (3) こまめな緑化の推進
- (4) クリーンエネルギーの導入

(補則)

第 5 条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 23 年 2 月 9 日から施行する。

## 景観に配慮した緑量のある沿道等の緑化

### 1 塀等のセットバックによる緑量のある沿道等の緑化

特定工場敷地内に、公共性の高いスペースである沿道等( 1 )において緑化を行う場合で、1 m以上セットバックするとともに、1 0 m<sup>2</sup>当たり高木( 2 )を1本以上、その他の部分を低木( 3 )又は草花で植栽し土地の表面が覆われている場合は、セットバックした2 mの範囲内については、緑化する(見付)面積を「工場緑化等面積」として5割加算することができる。

ただし、意匠上必要な場合は、過半を超えない範囲で低木又は草花を芝等の地被植物に替えることができる。

なお、高木の5割加算については、1 0 m<sup>2</sup>に2本までを算定可能とする。

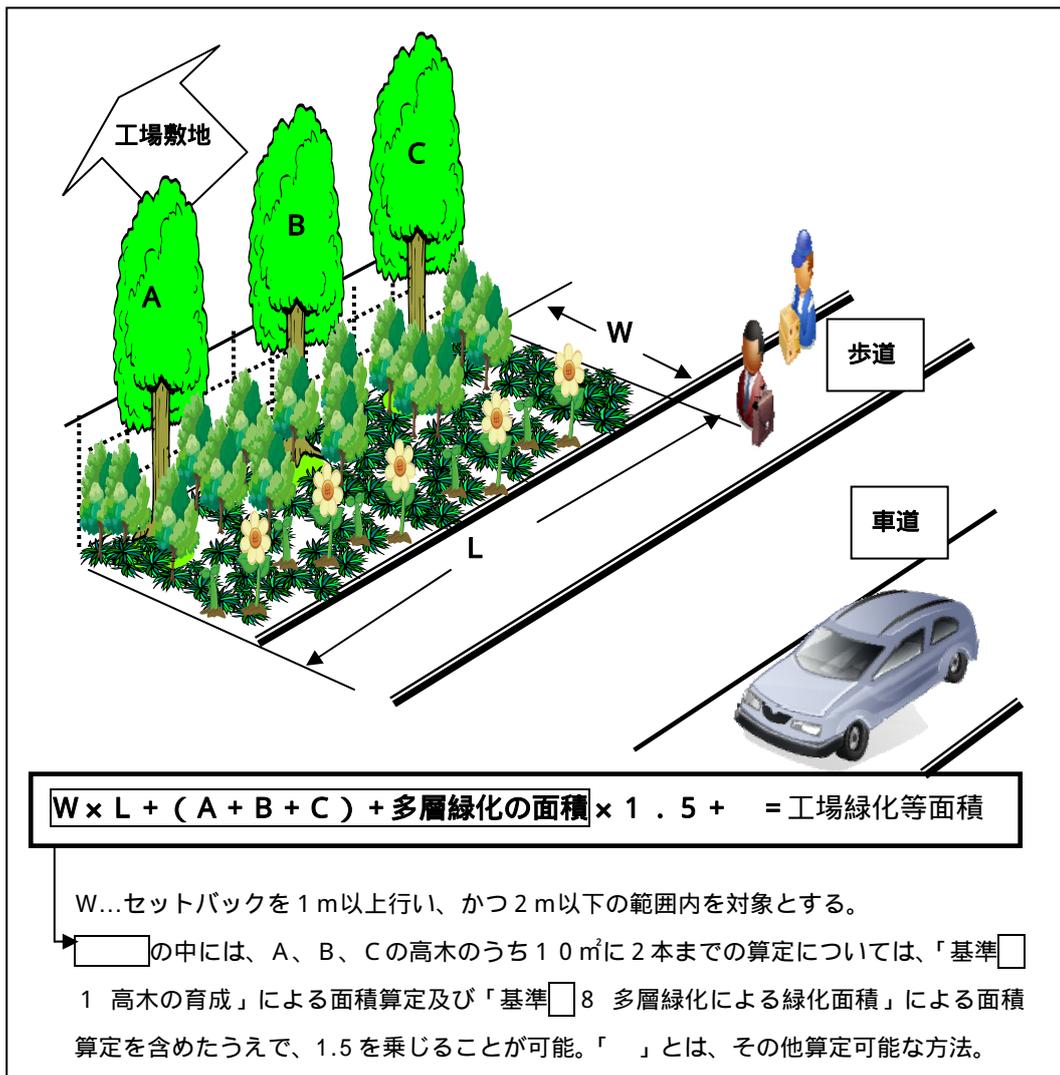
また、草花については、植え替え等により1年間を通じて良好な状態で管理すること。

(注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。)

( 1 )沿道等とは、公共性の高いスペースである道路、運河、鉄道等に面することをいう。

( 2 )高木とは、成木に達したときの樹高が4 m以上の樹木をいう。また、一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長する樹木をいう。

( 3 )低木とは、高木以外の樹木をいう。



## 2 透過性フェンス設置による緑量のある沿道等の緑化

特定工場敷地内の、公共性の高いスペースである沿道等において緑化を行う場合で、透過性のフェンスを沿道等の境界線沿いに設置するとともに、10㎡当たり高木を1本以上、その他の部分を低木又は草花で植栽し土地の表面が覆われている場合は、沿道等の境界線から2mの範囲内については、緑化する（見付）面積を「工場緑化等面積」として2割加算することができる。

ただし、意匠上必要な場合は、過半を超えない範囲で低木又は草花を芝等の地被植物に替えることができる。

なお、高木の2割加算については、10㎡に2本までを算定可能とする。

また、草花については、植え替え等により1年間を通じて良好な状態で管理すること。

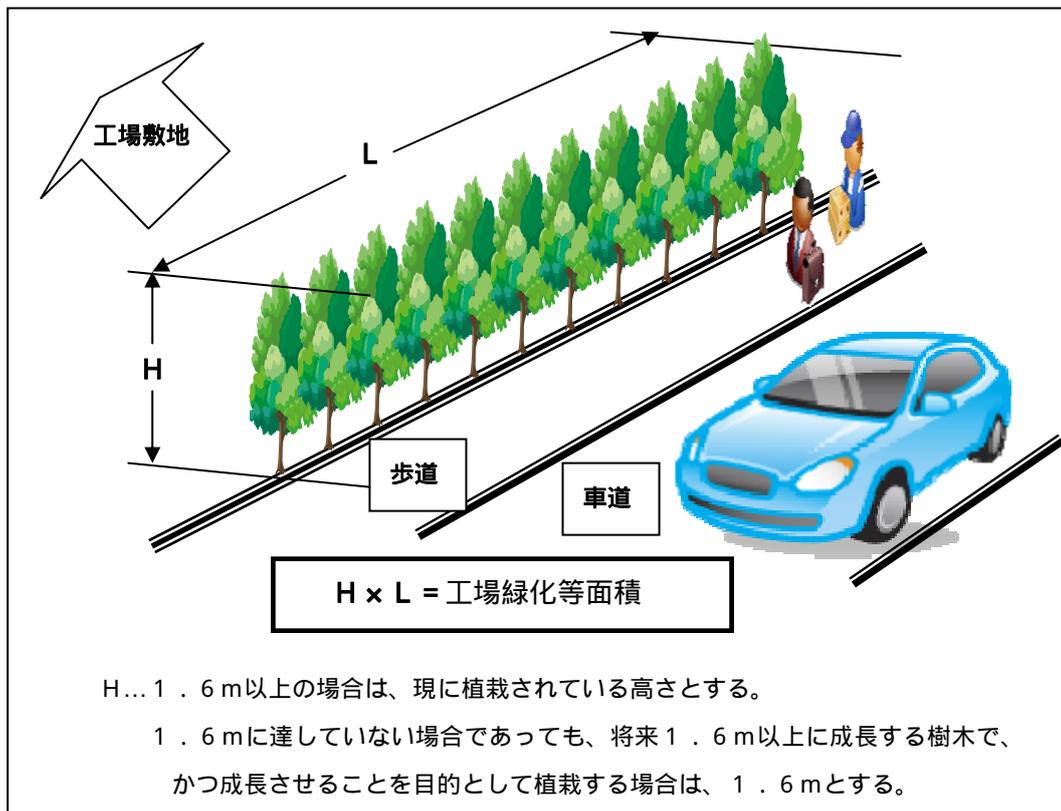
（注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。）

## 3 生垣による緑化

特定工場敷地内の、公共性の高いスペースである沿道等において緑化を行う場合で、生垣を沿道等の境界線沿いに設置する場合は、その部分の水平長さに1.6mを乗じた面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。（ただし、生垣部分の高さが1.6mに達しない場合であっても、将来1.6m以上に成長する樹木で、かつ、成長させることを目的として植栽する場合を含む。）

なお、現に植栽されているものは、その面積を「工場緑化等面積」として算定できるとともに、現に植栽している生垣が1.6mを超える場合は、その部分の水平延長に現に植栽されている生垣の高さを乗じた面積を「工場緑化等面積」とすることができる。

（注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。）



#### 4 既存コンクリート塀等の緑化

前記1から3までの緑化が困難と認められる場合であって、沿道等の境界線沿いにある既存コンクリート塀等( 1 )を常緑かつ多年草の蔓もの( 2 )等(塀等への緑化が可能な植物)で緑化し、補助資材を設置する場合は、その部分の水平長さに補助資材の高さ(ただし、1.2 mまで)を乗じた面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

なお、補助資材を設置しない場合であっても、現に植栽されているもの( 3 )は、その部分の水平長さに現に植栽されている高さ(ただし、1.2 mまで)を乗じた面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

また、植栽基準は0.3 m間隔の植栽を原則とする。

(注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。)

- ( 1 ) 既存コンクリート塀等とは、既存のコンクリート塀、ブロック塀またはレンガ塀その他これらに類するもので、沿道等側の面をいう。
- ( 2 ) 蔓ものとは、フジ、バラ等の幹が直立せず、他の樹木又は構造物によりかかったり、地上を蔓状にはうものをいう。
- ( 3 ) 現に植栽されているものについては、常緑でなくとも多年草の蔓ものであれば算定可能とする。

